

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（文部科学省高等教育局私学部私学行政課）

項 目 名	健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置		
税 目	消費税		
要 望 の 内 容	第 1 一部保険外療養の創設 令和 8 年 6 月に健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）が公布され、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、令和 9 年 3 月より O T C 医薬品と成分等が同じ医療用医薬品（いわゆる O T C 類似薬）約 1100 品目について、その薬剤費の 4 分の 1 を保険給付から外し、「特別の料金」として患者に負担いただく O T C 類似薬の一部保険外療養が施行される。 社会保険診療に係る消費税は現在非課税とされているところ、私立学校教職員共済制度（以下「私学共済」という。）においても「特別の料金」について非課税とする税制改正を要望する。 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄） （非課税） 第五条 この法律に基づく給付として支給を受ける金品のうち、退職年金及び職務遺族年金並びに休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 ＯＴＣ類似薬の一部保険外療養により医療保険制度の持続可能性を確保しつつ、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関、薬局の既存の税制上の取扱いに影響が生じないように税制上の措置を講じることで、社会医療法人等などによる地域医療提供体制の確保に繋げる。 (2) 施策の必要性 ＯＴＣ類似薬の一部保険外療養については、抗アレルギー薬や鎮痛消炎剤など、これまで保険診療で日常的に使用され、７～９割を保険給付し、残りの１～３割を一部負担金として患者が自己負担していた医療用医薬品について、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその薬剤費の４分の１を保険給付の対象としないこととし、当該薬剤費の４分の１を「特別の料金」として患者に負担いただく仕組みである。 本制度の施行後においても、本制度の対象となるＯＴＣ類似薬については、その医療上の必要性は引き続き認められ、保険診療において使用されるものであることから、ＯＴＣ類似薬を患者に処方等することによって患者が支払う「特別の料金」についても、これまで同様、消費税を非課税とする税制上の措置を講じる必要がある。 私学共済においても同様の措置を講じることにより、加入者である私立学校教職員等の生活の保障又は安定を図るとともに、私立学校教育の振興に資することを目的とする。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 私学の振興 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 ＜教育振興基本計画＞ 5. 教育政策推進のための基盤を整備する 目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築し、加入者である私立学校教職員等の生活の保障及び安定を図り、もって私立学校教育の振興に資する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	所要の税制上の措置を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築し、加入者である私立学校教職員等の生活の保障又は安定を図るとともに、私立学校教育の振興に資することを目的とする。

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	所要の税制上の措置を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築し、加入者である私立学校教職員等の生活の保障又は安定を図るとともに、私立学校教育の振興に資することが可能となる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—